



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*64 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)

○ 告示

929 平成21年度クリーニング師試験の実施 (食品・生活衛生課)

930 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

931 " (")

932 道路の区域変更 (道路保全課)

933 新道路の供用開始等 (")

934 道路の区域変更 (")

935 新道路の供用開始等 (")

936 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)

○ 警察本部告示

4 川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン (LTS101-750B-1) の1200時間定期点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

5 川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査 (3600飛行時間) 及び耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 諸報

入札公告 (警察本部)

" (")

規 則

和歌山県規則第64号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年和歌山県規則第89号) の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、沿岸漁業従事者等の経営の健全な発展等に資するため、沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年法律第25号。以下「法」という。) に基づく沿岸漁業従事

者等及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。) 第11条第1項の認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者 (以下「認定中小企業者」という。) に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

第3条中「1号資金 (操船作業省力化機器等設置資金)、2号資金 (漁ろう作業省力化機器等設置資金)、3号資金 (補機関等駆動機器等設置資金)、4号資金 (燃料油消費節減機器等設置資金)、5号資金 (新養殖技術導入資金)」を「操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金」に改める。

第4条第1項中「 (以下「資金」という。) 」及び「、貸付基準」を削る。

第5条中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

第6条第1項中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改め、同項第1号中「))」を「))」に改め、同条第2項中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

第9条第1項中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

第11条第1項中「資金の」を「沿岸漁業改善資金の」に、「当該資金」を「当該沿岸漁業改善資金」に改め、同条第2項中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

第14条及び第15条中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条関係)

区 分	貸 付 対 象		貸付限度額		償還期間等	
	種 類	内 容	単独の場合	併用の場合		
経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置 (以下「機器等」という。) の設置に必要な資金	(1) 自動操舵装置の設置費用	1台につき 100万円	500万円	7年以内 (据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間1年以内を含む。)
			(2) 遠隔操縦装置の設置費用	1台につき 50万円		
			(3) レーダーの設置費用	1台につき 180万円		
			(4) 自動航跡記録装置の設置費用	1台につき 120万円		
			(5) GPS受信機の設置費用	1台につき 130万円		
漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣り機の設置費用	1セットにつき 80万円	500万円	7年以内 (据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間1年以内を含む。)	
		(2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用	1セットにつき 120万円			
		(3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用				
		(4) 漁業用ソナーの設置費用	1台につき 500万円			
		(5) カラー魚群探知機の設置費用	1台につき 150万円			
		(6) 海水冷却装置の設置費用	1台につき 180万円			
		(7) 巻取りウインチの設置費用	1台につき 70万円			
		(8) 放電式集魚灯の設置費用	1セットにつき 200万円			
		(9) 漁業用クレーンの設置費用	1台につき 400万円			
補機関等駆動機器等設置資金	操船作業省力化機器等設置資金及び漁ろう作業省力化機器等設置資金に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関、その他の機器等の設置に必要な資金	(1) 補機関 (動力取出装置付き推進機関を含む。) の設置費用	1台につき 400万円	500万円	7年以内 (据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間1年以内を含む。)	
		(2) 油圧装置の設置費用	1台につき 100万円			
燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常的方式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費用	1台につき 2,400万円	2,500万円	7年以内 (据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 (据置期間1年以内を含む。)	
		(2) 定速装置の設置費用	1台につき 120万円			
		(3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	1セットにつき 1,300万円			
新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術 (以下「養殖技術」という。) 又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費又は生産費用 (3) 飼料の購入費用	1個人につき 400万円 (団体構成員1人につき400万円、会社である場合は1社につき400万円)	400万円	4年以内 (据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内 (据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内 (据置期間2年	

	な資金				以内を含む。)
資源管理型漁業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決を締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	(1) 水産資源の管理に関する取決に基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具・漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用	1,200万円	1,200万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)
環境対応型養殖推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決を締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 (2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす・金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 (3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、1,200万円)	2,000万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)
乗組員安全機器等設置資金	漁船に設置される転落防止用手すりその他の乗組員の生命又は身体を確保するための機器等の設置に必要な資金	(1) 転落防止用手すりの設置費(機器購入費及び工事費を含む。)	50万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
		(2) すべり止めの設置費用			
		(3) 安全カバー装置設置費用			
		(4) 揚網機安全装置の設置費用	40万円		
		(5) 船上トイレの設置費用	30万円		
救命消防設備購入資金	漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消化器その他の消防設備の購入に必要な資金	(1) 膨張式救命いかだの購入費用	50万円	130万円	2年以内(据置期間なし。)
		(2) 救命胴衣の購入費用	10万円		
		(3) 救命浮環又は救命浮輪の購入費用			
		(4) 信号紅炎の購入費用			
		(5) 消化器の購入費用			
		(6) イーパブの購入費用	60万円		
		(7) レーダートランスポンダの購入費用	65万円		
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用(機器購入費及び工事費を含む。)	30万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
		(2) 甲板口のコーミングの設置費用			
		(3) 甲板口の閉鎖装置の設置費用			
		(4) 甲板下の魚そうの設置費用	100万円		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第929号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成21年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成21年11月6日（金）午前10時20分から

2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成21年10月6日（火）から同月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成21年10月13日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。）

7 合格発表

平成21年11月20日（金）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに可否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成21年11月20日（金）から同年12月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）において配付する。

また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-432-4111 内線2620）又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に行うこと。

和歌山県告示第930号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010120511	ヘルパーステーションアップル	和歌山市北中間町8番地	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社GreenApple	和歌山市北中間町8番地	平成21.8.1	平成27.7.31
3010120529	ヘルパーステーションみつばち	和歌山市狐島48-6	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社かがわ	和歌山市西庄846番地	平成21.8.1	平成27.7.31
3011500158	ホームヘルプサービスみや	有田市宮原町須谷487番地3	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者	株式会社日進月歩	有田市宮原町須谷487番地3	平成21.8.1	平成27.7.31

	はら			精神障害者 障害児				
30121250 47	ヘルパーステーション・はるす	日高郡日高川町川原河264	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社はるす	橋本市岸上563番地の1	平成 21.8.1	平成 27.7.31

和歌山県告示第931号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30122501 75	町家カフェ上屋敷二丁目	田辺市上屋敷二丁目6-31	就労継続支援A型	特定なし	特定非営利活動法人かたつむりの会	田辺市上屋敷一丁目1番32号	平成 21.8.1	平成 27.7.31

和歌山県告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野口野上線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字星山字西原64番4地先から同町大字星山字西原67番1地先まで	旧	5.64 } 16.47	107.10	
同上	新	11.76 } 30.83	107.10	

和歌山県告示第933号

平成21年和歌山県告示第932号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字小河内字いの木916番地先から同町大字小河内字いの木925番1地先まで	旧	3.50 } 8.50	96.67	
同上	新	5.50 } 11.60	96.67	

和歌山県告示第935号

平成21年和歌山県告示第934号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第936号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成21年8月7日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、1の地点から6の地点までを順次結んだ線、平成19年和歌山県告示第957号(公有水面埋立て工事のしゅん功認可)において認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.63mにより決定)及び平成20年の春分の満潮位(D.L.+1.60m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3848秒

東経 135度8分32.4433秒

- 1の地点 基点から72度20分44秒1077.05mの地点
- 2の地点 1の地点から155度56分45秒5.02mの地点
- 3の地点 2の地点から244度09分41秒0.64mの地点
- 4の地点 3の地点から155度56分45秒7.01mの地点
- 5の地点 4の地点から245度56分45秒168.34mの地点
- 6の地点 5の基点から249度57分39秒111.62mの地点

(3) 面積

2,918.71㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地内並びに同市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からケの地点までを順次結んだ線及びアの地点とケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3848秒

東経 135度8分32.4433秒

- アの地点 基点から70度58分37秒1,114.64mの地点
- イの地点 アの地点から155度56分45秒75.00mの地点
- ウの地点 イの地点から245度56分45秒210.40mの地点
- エの地点 ウの地点から249度57分39秒116.00mの地点
- オの地点 エの地点から340度14分06秒68.49mの地点

- カの地点 オの地点から69度20分06秒60.00mの地点
- キの地点 カの地点から68度02分06秒60.00mの地点
- クの地点 キの地点から66度38分06秒80.00mの地点
- ケの地点 クの地点から64度20分06秒90.00mの地点

(3) 面積

22,819.41㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

6 公有水面埋立免許年月日

平成21年7月30日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン(LTS101-750B-1)の1200時間定期点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年8月7日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 業務の名称

川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン(LTS101-750B-1)の1200時間定期点検業務

(3) 業務内容

エンジン1200時間点検仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 履行期限

平成21年12月31日(木)

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年8月7日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法

第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 国税、県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ的確に遂行し得ること。

(12) 過去5年間に於いて、川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン(LTS101-750B-1)の整備委託業務の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地在する都道府県が課する税全税目
ク 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書
ケ 誓約書

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 過去5年間に履行した川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン(LTS101-750B-1)の整備委託業務の契約書の写し

(2) (1)のウからオまで及びキに掲げる書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札参加資格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ケ及びコに掲げる書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年8月7日(金)から同月21日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年8月21日(金)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年8月7日(金)から同月26日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

6 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、郵送により平成21年9月1日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができ

る。

- (2) (1) の説明は、平成21年9月3日 (木) 午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年9月7日 (月) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項の規定に基づき、川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査 (3600飛行時間) 及び耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年8月7日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成21年度
- (2) 業務の名称
川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査 (3600飛行時間) 及び耐空検査受検業務
- (3) 業務内容
航空機 (機体) 定期1200時間検査整備仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
- (4) 履行期限
平成21年12月31日 (木)

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年8月7日 (金) 現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て (同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申

立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法 (大正11年法律第72号) 第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (10) 国税、県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ確に遂行し得ること。
- (12) 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造 (全作業区分) について航空法 (昭和27年法律第231号) 第20条第1項第3号及び第4号に掲げる業務の能力について同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業場で、かつ川崎式BK117B-2型の修理方法について航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2の経済産業大臣の許可を受けた工場を有する者であること。
- #### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していな

いもの)

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所
所在地が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書
- ケ 誓約書
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- サ 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造（全作業区分）について航空法第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた事業場で、かつ川崎式BK117B-2型の修理方法について航空機製造事業法第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けた工場であることを証明する書類の写し

(2) (1) のウからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札参加資格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年8月7日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年8月21日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年8月7日（金）から同月26日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

6 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知
資格審査の結果は、郵送により平成21年9月1日（火）ま

でに通知する。

- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成21年9月3日（木）午後5時までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成21年9月7日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

諸 報

入 札 公 告

川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン（LTS101-750B-1）の1200時間定期点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年8月7日

和歌山県警察本部長 永松健次

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成21年度
 - (2) 業務の名称
川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジン（LTS101-750B-1）の1200時間定期点検業務
 - (3) 業務の内容
エンジン1200時間点検仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (4) 履行期限
平成21年12月31日（木）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成21年和歌山県警察本部告示第4号に規定する川崎式BK117B-2型ヘリコプター用エンジンの1200時間定期点検業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120
 - (2) 期間
平成21年8月7日（金）から同月21日（金）までの和

歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成21年8月21日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(3) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、次に掲げる場所に対して平成21年8月21日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課警察航空隊

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-43-2866（ファクシミリ共用）

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成21年9月9日（水）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

<p>12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>13 その他 (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。 ア 名称 会計課 イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110 (代表) ファクシミリ 073-423-0120 (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>	<p>平成21年8月7日(金)から同月21日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等 (1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。 ア 場所 3の(1)に同じ。 イ 期間 3の(2)に同じ。 (2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成21年8月21日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。 (3) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、次に掲げる場所に対して平成21年8月21日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。 和歌山県警察本部生活安全部地域指導課警察航空隊 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 郵便番号 649-2211 電話番号 0739-43-2866 (ファクシミリ共用)</p> <p>5 一般競争入札の執行の場所及び日時等 (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。 ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室 イ 入札日時 平成21年9月9日(水)午後2時 ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
<p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査(3600飛行時間)及び耐空検査受検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。 平成21年8月7日 和歌山県警察本部長 永松健次</p> <p>1 一般競争入札に付する事項 (1) 事業年度 平成21年度 (2) 業務の名称 川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査(3600飛行時間)及び耐空検査受検業務 (3) 業務の内容 航空機(機体)定期1200時間検査整備仕様書(以下「仕様書」という。)による。 (4) 履行期限 平成21年12月31日(木)</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成21年和歌山県警察本部告示第5号に規定する川崎式BK117B-2型ヘリコプターの機体定期1200時間検査(3600飛行時間)及び耐空検査受検業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。) 電話番号 073-423-0110 (代表) ファクシミリ番号 073-423-0120 (2) 期間</p>	

<p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>11 契約書作成の要否</p> <p>要</p>	<p>12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否</p> <p>否</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 会計課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110（代表） ファクシミリ 073-423-0120</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>
--	--